

令和 6 年度

ITV 運用装置ほか試験調整（整備）

仕様書

第五管区海上保安本部

第1章 概 要

1-1 目的及び件名

本件は、堺第二信号所に整備する船舶動静監視テレビ装置を既設 ITV 運用装置(OEW-14A)で運用するための機能改修及び試験調整を行うもので、件名を「ITV 運用装置ほか試験調整（整備）」という。

1-2 履行場所

大阪湾海上交通センター
兵庫県神戸市中央区港島南町 7-2-22

1-3 履行期限

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

1-4 対象機器

ITV 運用装置(OEW-14A) 1式

1-5 概 要

機能改修及び試験調整 1式

1-6 管理事務所

大阪湾海上交通センター 技術課
兵庫県神戸市中央区港島南町 7-2-22
TEL 078-381-9217

1-7 担当部署

第五管区海上保安本部 交通部 整備課
兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1
TEL 078-391-6551

1-8 支払い条件

支払いは完了払いとし、検査合格の通知を受けたのち、請求書を発行することとし、適法な請求書を受理してから30日以内に受注者指定口座に振込む。

第2章 共通仕様

2-1 適用事項

本仕様書によるほか、次の基準等による。

- ・労働基準法及び労働安全衛生法
- ・電気設備技術基準
- ・電気通信設備工事共通仕様書（最新版）
- ・各装置取扱説明書

2-2 再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は委託しようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

2-3 機能改修及び試験調整

機能改修及び試験調整は、すべて仕様書に示された機能を完全に発揮させるよう実施し、仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は、誠実に行う。

なお、機能改修及び試験調整は、当該装置に精通した技術者により行う。

2-4 監督及び検査職員

監督及び検査職員とは、支出負担行為担当官が任命した職員をいう。

2-5 疑義に対する協議

仕様書及び図面に疑義を生じた場合、速やかに監督職員に申し出て協議し、その指示に従う。

なお、協議事項は受注者が書面にとりまとめ、監督職員へ提出する。

2-6 事前提出書類

受注者は契約後、次の内容を記述した施工計画書を監督職員に提出し、承諾を受ける。

- (1) 機能改修及び試験調整要領書
- (2) 実施工程表
- (3) 作業員名簿及び連絡先
- (4) 使用測定器一覧
- (5) その他必要事項

2-7 現場代理人等

受注者は、当該装置及び関連装置に熟知した、十分な経験と専門知識を有する現場代理人を定め、経歴書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を受ける。

2-8 完成図書

機能改修及び試験調整完了後、次の内容をA4ファイルに整理し、取りまとめたものを担当部署及び管理事務所に各1部（計2部）提出する。

- (1) 機能改修及び試験調整概要
- (2) 対向試験調整結果
- (3) 機能改修及び試験調整にかかる写真
- (4) 設定データ
- (5) その他監督職員が指示するもの

2-9 秘密の保持

- (1) 本試験調整に伴い知り得た情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守し、不正アクセス行為を助長する行為を行わないこと。

2-10 検査

検査は、検査職員が指示する日時に指定する検査方法で実施し、検査に必要な器具等は全て受注者が準備する。

2-11 他工事等との出会い

他の工事等と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い、受注者相互において十分協議を行い、円滑な作業の実施に努める。

なお、試験調整時は既存の建物その他を毀損や汚損しないように注意して行い、毀損や汚損した場合は直ちに監督職員に報告すると共に、その指示に従い復旧させる。

第3章 特記仕様

3-1 一般事項

- (1) 本件作業に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。
- (2) 本件作業により業務休止を行う場合は必要最小限とし、事前に監督職員に作業内容及び業務休止時間等の資料を提出し、承諾を得た後に実施する。
- (3) 本件作業の際、USBメモリ等外部電磁的記録媒体を使用する場合は、当庁機器に接続する直前に、最新のパターンファイルを適用したウィルスチェックを実施し、調査直後にも同様にウィルスチェックを実施する。
- (4) 上記(3)の結果は、報告書に記載する。
- (5) 履行場所への立ち入りの際は、事前に監督職員に連絡し、打合せを行う。
- (6) 本件作業にあたっては、執務の妨げにならないよう行う。
- (7) 本試験調整にあたり、関連する機器取扱説明書等は必要に応じて提示又は貸し出しする。
- (8) 本件作業に係る輸送費は全て受注者負担とし、運送中に生じた紛失・棄損については、受注者が原状回復する。

3-2 機能改修

堺第二信号所の船舶動静カメラ装置が運用できるように通信制御器(D-F2607)を機能改修し、既設ITV運用装置(OEW-14A)に組みこむ。

なお、機能改修は、対象各装置の取扱説明書に記載の工場試験調整に準じて行ない、その結果は工場試験成績書を満足するものとする。

3-3 総合試験調整 (OEW-14A: 大阪湾海上交通センター)

大阪湾海上交通センターのITV運用装置(OEW-14A)、ITV操作器(D-F2257)及び液晶モニタを使用し、堺第二信号所の船舶動静監視テレビ装置(WET-12B)の以下の項目について、システム全体の機能、性能を十分満足するよう対向試験調整を行う。

- (1) 制御権(局操、遠操)
- (2) 回転操作(上、下、左、右、回転速度)
- (3) ズーム(遠望、広角)
- (4) フォーカス(遠、近)
- (5) ワイパー
- (6) デフロスター
- (7) 電子ズーム
- (8) ウオッシャー噴射
- (9) 逆光補正
- (10) 霧除去
- (11) プリセット(呼出)
- (12) 次の項目の表示灯が適切に動作することを確認する。

- ① ステータス
- ② カメラ電源 ON/OFF
- ③ ワイパー ON/OFF
- ④ デフロスタ ON/OFF
- ⑤ 垂直旋回 上/下
- ⑥ 水平旋回 右/左
- ⑦ ズーム 大/小
- ⑧ フォーカス 遠/近
- ⑨ ウオッシャー ON/OFF
- ⑩ 電子ズーム ON/OFF

3-4 レーダー映像連携に伴う試験調整。

ITV 運用装置の制御を行う通信制御部と外部のレーダー運用装置をネットワーク経由で接続し、つぎの連携動作が行えるよう設定、調整及び確認を行う。

- (1) 外部のレーダー運用装置から出力される位置情報により垂直旋回、水平旋回、ズーム及びフォーカスの操作を行い得ること
- (2) ITV 操作器とレーダー運用装置の組み合わせ設定し、ITV 操作器で選択したカメラを外部のレーダー運用装置からも操作が行えること。
なお、ITV 操作器と外部のレーダー運用装置の組み合わせについては、別途指示する。

3-5 バックアップ媒体

試験調整終了後、各装置のシステムリカバリなどのバックアップ用媒体を作成し、監督職員に提出する。

3-6 局選択スイッチ

ITV 操作器の局選択スイッチに、箇所名（場第二）を印刷表示すること。